

年 月 日

菰野町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
(連絡先☎： — —)
代理人
(連絡先☎： — —)

公共用財産の用途廃止事前協議書

下記の公共用財産の用途廃止及び払下げ（交換）申請を予定しており、事前協議に必要な下記書類を添えて提出します。なお、隣接土地所有者、地元区長等利害関係者の同意は得られる見込みです。また、用途廃止及び払下げ（交換）が可能である見込みの場合には、それに伴う費用を負担するとともに、用途廃止及び払下げ（交換）最終決定までの間に、諸般の事情により用途廃止若しくは払下げ（交換）ができない旨の決定がなされても異議はありません。

記

1. 協議財産の所在地、地番、地目、地積

三重郡菰野町	地先から	地先まで
道路・水路・その他（地目：	）	地積 m ²

※現時点で分かる範囲で記入

2. 現況説明（該当する番号に「○」又はカッコ内に記入）

- (1) 道路・水路の形態は既に無く、（宅地・農地・その他）として一体利用されている。
- (2) 道路・水路の形態はあるが、全く機能していない。（使われていない。）
- (3) 道路・水路の形態はあり、機能している。（使われている。）
- (4) その他 （ ）

3. 協議内容（該当する番号に「○」又はカッコ内に記入）

- (1) 用途廃止後、払下げを受け、（宅地・農地・その他）として一体利用したい。
- (2) 付け替えを行い、（宅地・農地・その他）として一体利用したい。
- (3) その他 （ ）

4. 添付書類

- (1) 位置図（案内図）（※用途廃止協議箇所は赤色、一体利用希望画地は緑色で着色。）
- (2) 公図の写し （ 同 上 ）
- (3) 写 真 （ 同 上 ）
- (4) <「付け替え」の場合>付け替え予定平面図・縦断図・横断図・構造図など

※(1)～(3)とも、現時点で土地の正確な位置が確定していない場合、現在の見込みで着色すれば可。

公図の写しについては、現時点では土地の位置関係がわかる図面等でも可。

<今後の一般的な手続き、流れ>

- (1) 【町】 この協議書をもとに、現地等調査
- (2) 【町】 用途廃止及び払下げ（交換）の見込みがあるかどうか申請者に連絡（仮決定）
※ 法定外公共物管理条例施行規則第 22 条に定める地積測量図、同意書等が提出されていない中での仮の判断ですので、本申請がなされた後、土地、同意等の詳しい状況が明らかになり、用途廃止及び払下げ（交換）が不可となることもあります。その場合でも、菰野町は一切費用を負担することはありません。
- (3) 【申請者】 境界明示申請書提出
- (4) 【申請者・関係者・町】 境界立会い
- (5) 【申請者・関係者・町】 境界確認書
- (6) 【申請者】 公共用財産用途廃止申請書提出
- (7) 【町】 この申請書をもとに、用途廃止及び払下げ（交換）を最終判断
- (8) 【町】 用途廃止、払下げ額決定
※ 払下げ額は町指定額となります。払下げ額を理由に手続きを中止することはできません。
- (9) 【申請者・町】 売買契約締結
- (10) 【申請者】 売買代金納入
- (11) 【申請者】 所有権移転登記

<その他>

- ・ 現地調査の際には、隣接地への立ち入りを必要とする場合がありますので、隣接地等の関係者への周知方をお願いします。
- ・ 「申請者」は、通常、用途廃止協議物件に隣接する土地の所有者です。
- ・ 土地の所有者が共有の場合は、その代表者を「申請者」としてください。事前協議の段階であり、他の共有者にはその旨を周知していただければ結構です。
- ・ 「申請者」住所・氏名の記載は自筆をお願いします。
- ・ 位置図・公図写しについては協議箇所を赤色等で明示してください。